

短期資金（貿易貸付）のご案内

輸出業者、輸入業務を行う方が県内で貿易を行うのに必要とする資金の円滑な調達を支援します

1 融資対象者

- (1) 輸出：県内で輸出品の取引または製造(加工を含む)を行う事業所を有する資本金1億円以下の輸出業者（直接輸出業務を行う製造業者を含む。以下「輸出業者」という。）、輸出品集荷業者及び輸出品製造業者で、次のいずれかに該当する方
- ア 海外輸入業者との間に輸出に関し、輸出契約を直接締結した輸出業者
 - イ 輸出業者から輸出品の製造または集荷について直接発注を受けた製造業者及び集荷業者
 - ウ 輸出業者が輸出品の仕上加工する場合に、その輸出業者から直接発注を受けた輸出品原材料の製造業者及び集荷業者
- (2) 輸入：県内で輸入業務を直接行う資本金1億円以下の業者

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 3,000万円
融資利率	年1.50%（固定利率）
融資期間	1年以内又は6ヶ月以内
資金使途	(1)輸出：船積みまでに必要とする前渡資金、集荷資金及び製造資金 (2)輸入：次のいずれかに該当する資金 ア 信用状開設に必要とする保証金 イ 輸入貨物の貸渡しに必要とする保証金（運賃、輸入税等諸経費を含む。） ウ 一覽払輸入手形の決済に必要とする資金 エ ユーザンス手形の決済に必要とする資金 ただし、輸入割当品目及び本県地場産業と著しく競合すると認められる商品（半製品を除く。）を除く。
保証人・担保	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。